

# 原発避難者の自死と損害賠償請求

—川俣・浪江・飯館の3事件に寄せて—

神 戸 秀 彦

## 1. はじめに

東日本大震災の避難者数は、復興庁によれば、2018年4月12日現在、福島県の場合、合計4万7438人とされている<sup>(1)</sup>。驚くべきことに、福島県では、震災関連死（原発事故関連死を含む<sup>(2)</sup>）は、津波や震災が直接原因の死者数（震災直接死の数）を上回っている。福島県では、2017年3月9日現在の震災直接死は1614人（行方不明者196人<sup>(3)</sup>）であるが、震災関連死はこれを優に上回り、2202人に達しているのである。福島県の震災関連

---

(1) 復興庁「全国の避難者数」（平成30<2018>年4月12日）。福島県内在住の避難者13455人と福島県外在住の避難者33983人の合計である。なお、復興庁の統計では、2017年3月末のいわゆる「自主避難者」への住宅の無償提供の打ち切りにより、「自主避難者」は「避難者」として数字上は計上されない。その結果、避難者数は減少しているが、実態としては、多くの避難者は避難を継続している、と指摘されている（朝日新聞デジタル2017年8月28日）。

(2) 震災関連死とは、復興庁によれば、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くな」った人で、「災害弔慰金の支給等に関する法律」により災害弔慰金の支給の対象とされる人である。「災害弔慰金の支給等に関する法」により、市町村の認定を受ければ、主たる生計維持者に500万円、それ以外に250万円が、遺族への災害弔慰金として支給される。

(3) 東日本大震災・避難情報&支援情報サイト HP（2018年5月3日更新）。

(4) 復興庁発表（2017年12月26日）。福島県（1位）・宮城県（2位）・岩手

死がいかに多いかは、同時期の岩手県・宮城県がそれぞれ464人・926人であるのと比べると一目瞭然である。その理由として考えられるのは、福島県では原発事故関連死が震災関連死の約3分の2をしめる点であろう。<sup>(5)</sup>

ところで、原発事故関連死というのが、その中には、避難により治療中の病気等が悪化して死亡した事件や避難が原因で自死した事件なども含まれている。そして、こうした事件の一部は、原子力損害賠償紛争解決センター<sup>(6)</sup>（以下原紛センター）に申し立てられ、または、裁判所に提訴されている。裁判所に提訴されたものとしては、福島県大熊町の双葉病院の入院患者等が、避難に伴い死亡または行方不明になり、その遺族が、東電を被告として損害賠償を請求した訴訟<sup>(7)</sup>がある。また、避難後に肺炎で死亡した者の

---

県（3位）を含む10県の震災関連死は3647人である。

(5) 東京新聞の分析によれば、2016年3月6日時点で、福島県内の市町村が認定した震災関連死は2028人（＝1年で136人増）であるが、この内、原発事故関連死が1368人であり、震災関連死の約67%にあたる、とされている（東京新聞2016年3月6日）。

(6) 2014年8月30日の東京新聞によれば、原紛センターで死亡慰謝料について和解が成立した事例のうち、同センターがHPで公表したものは26件ある。なお、この内10件では、寄与度が50%であると明示され、死亡慰謝料の妥結額が700～900万円とされている。

(7) このうち、避難先で死亡した入院患者計2人の遺族が、東電に対して損害賠償を請求した事件では、東京地裁は、2016年4月27日、東電に対して約3100万円の損害賠償を命じた（産経ニュース2016年4月27日、確定）。また、同じく避難先で死亡した入院患者（または病院施設入所患者）計2人の遺族が、東電に対して損害賠償を請求した事件では、東京地裁は、2016年5月25日、東電に対して約3000万円の損害賠償を命じた（時事通信2016年5月25日、確定）。さらに、病院職員の避難後に行方不明になった認知症の入院患者の遺族が東電に賠償請求をした事件でも、東京地裁は、2016年8月10日、東電に2200万円の損害賠償を命じた（毎日新聞2016年8月10日、確定）。なお、以上の事件以外で、同様に双葉病院に入院中の患者が死亡した事件で、死亡患者合計5人の遺族による東電に対する損害賠償請求がなされていたが、東京地裁・千葉地裁・福島地裁・福島地裁いわ

遺族が、南相馬市を被告として「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく「震災関連死」不認定処分の取消を求める訴訟や、避難後に自死した者の遺族が、いわき市を被告として、「震災関連死」不認定処分の取消を求める訴訟などが挙げられよう。<sup>(9)</sup>

原発事故関連死は自死も含む広い意味だが、以下では、この内自死に特に注目してみたい。自死者の遺族が東電を被告として賠償請求をした事件には、ア) 福島県川俣町自死事件 (W氏・川俣町の自宅で自死=2011年6月, 2012年5月提訴), イ) 福島県浪江町自死事件 (I氏・飯館村真野ダムで自死=2011年7月, 2012年9月提訴), ウ) 福島県飯館村男性自死事件 (O氏・飯館村の自宅で自死=2011年4月, 2015年7月提訴), エ) 福島県飯館村女性自死事件 (飯館村の自宅で自死=2013年3月, 2016年10月提訴)がある。その他にも、東電との和解による損害賠償がなされた事件に、オ) 福島県須賀川市自死事件 (T氏・須賀川市の自宅付近で自死=2011年3月, 2012年6月原紛センター申立の後和解)<sup>(10)</sup>, カ) 福島県相馬市

---

き支部で、いずれも和解が成立している (福島民報2017年3月11日) が、詳細は略する。

(8) 福島地裁は、2016年3月8日、原告の避難生活と死亡の因果関係を認めず、請求を棄却し、その後原告が控訴したが、控訴審も原告の請求を棄却し、2016年12月、原告は上告を断念した。なお、同様の別の事件で、不認定となった者の遺族が原告としてその取消を求めた訴訟で、2016年3月8日、福島地裁は、原告が死亡したため、として訴訟を終了させた (福島民報2016年3月9日, 同2017年3月11日)。

(9) 福島地裁は、2014年5月27日、震災と自殺の因果関係を認めず、原告の請求を棄却したが、原告は控訴せず、同判決は確定した (福島民報同年5月28日, 福島民友同年9月3日)。

(10) 2013年5月末までに、東電が事故と自死の因果関係を認め、遺族に慰謝料等を支払う和解がなされた (毎日新聞<夕刊>同年6月3日)。ただ、東電は本件自死に対し謝罪せず、書面による謝罪を拒否している (「生業<なりわい>」弁護団プレスリリース<同年7月5日>)。

自死事件（K氏・自身の経営する相馬市の牧場で自死＝2011年6月、2013年5月提訴の後和解<sup>(11)</sup>）がある。以下の2.と3.と4.では、以上の内で判決の出たア<sup>(12)</sup>・イ<sup>(13)</sup>・ウ<sup>(14)</sup>をそれぞれ検討することとする。

## 2. 福島県川俣町自死事件判決（川俣事件判決，確定）

### （1）事件の概要

福島県川俣町の山木屋地区に住み、X1（夫）と共に養鶏場に勤務していたW氏（以下W<以下他の者も含め敬称略>）は、2011年3月11日のY（東京電力）による福島第1原発事故（以下本件事故）により、同年3月15日、X1・X2（長男）・X3（次男）と共に町外に避難したが、同月20日自宅に戻った。4月5日には、同地区で、10.7 $\mu$ Sv/時などの高い空間線量が観測されていた。その後、養鶏場の仕事は再開されたが、同年4月22日、山木屋地区は計画的避難区域に設定され、自宅の立退きが求められた。X3が郡山市に転居したあと、W・X1・X2も、同年6月12日に福島市に転居したが、上記養鶏場は、6月17日、完全に閉鎖され、W・X1は仕事を失い、福島市内のアパートで一日中過ごす生活となった。Wは、将来の生活、帰還可能性、自宅で栽培中の花、住宅ローンの支払などに関する不安をX1に対して述べた。X1は、Wの気分を晴らすため、同月29

(11) 2015年12月1日に、東電が遺族に和解金数千万円を支払う和解がなされたが、東電の謝罪の文言は盛り込まれなかった（福島民報2015年12月2日）。

(12) 福島地判平26（2014）・8・26（判例時報2237・78）。同判決については、筆者は、「原発避難者の自死への損害賠償－福島県川俣町の自死事件判決」（法律時報2016年3月号106頁）において検討を行ったことがある。

(13) 福島地判平27（2015）・6・30（判例時報2282・90）。

(14) 福島地判平30（2018）・2・20（裁判所ウェブサイト）。原告の代理人である保田行雄弁護士から、同判決の写しを提供して頂いた。ここに記して謝意を表す。

日、Wと共に自宅に帰宅し、庭の掃除や入浴・夕食をした。本来は宿泊禁止なので、X1は翌朝アパートに戻ると伝えたが、Wは帰りたくないと言いき、夜布団の中で泣きじゃくった。翌日午前6時30分頃、X1は、自宅の庭の木の下で、Wが焼身自死をして倒れているのを発見したが、Wの遺書はなかった（死亡時満58歳）。原告X1～X3とX4（長女）は、Yを被告として、Wの自死の原因は本件事故だとして、原賠法3条または民法709条・711条により、総計約9100万円の慰謝料等の支払を求めた。

## （2）川俣事件判決の概要

### 1）相当因果関係の有無

（a）まず、本判決は、原賠法3条には民法416条2項（特別損害）が類推適用され、原子力事業者は、相当因果関係の範囲で損害賠償責任を負い、相当因果関係の立証、つまり高度の蓋然性の立証を要する<sup>(15)</sup>、と言う。そして、本件の自死と原発事故の因果関係について検討を加え、「うつ病」が自死の「準備状態の形成」要因だとして、Wの「うつ病」罹患の有無を検討する。その結果、「うつ病」の診断基準DSM-IV（アメリカ精神学会）を根拠として、2011年6月12日以降、Wは、「うつ病」発症の蓋然性の高い精神的破綻状態（「うつ状態」）となり、それがWの自死の「準備状態を形成した大きな原因」である、と結論付けた。

（b）次に、本判決は、Wの「うつ状態」の成因を検討し、労災認定実務で用いられる「ストレス—脆弱性」理論<sup>(16)</sup>に基づき、ストレスの強度（i）

---

(15) ルンバール・ショック事件に関する最判昭50（1975）・10・24（判例時報792号3頁）。

(16) 「環境由来の心理的負荷（ストレス）」（i）と「個体側の反応性、脆弱性」（ii）との「関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まる」とする理論で、iが非常に強ければ、iiが小さくても破綻が起こる、逆に、iiが大きければ、iが小さくても破綻が生じる、とする（「心理的負荷による精神障害の認定基準について」＜厚生労働省労働基準局長通達、平成23年

と個体の脆弱性 (ii) の相関により、精神的破綻の有無を決する。ただ、本件は労災認定事案ではないので、「業務以外」の「ストレスの強度」の「評価表」<sup>(17)</sup> が用いられている。そして、i について、例えばWが山木屋で生活できなくなったストレスは、同表の強度Ⅲの「多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった」ストレス、強度Ⅰの「家族が増えた又は減った（子供が独立して家を離れた）」ストレスと同程度かそれ以上である、というように評価した。本判決は、以上を含め5点のストレスの強度を検討し、Wは、2011年4月22日以降、「本件事故に起因する様々な事象により、複数の強いストレスを受け続け」、これらストレス要因は、「どれ一つとっても一般人に対して強いストレスを生じさせると客観的に評価できる」、とする。

(c) 他方、本判決は、ii について、脆弱性ありとされるのは例えば既往症であるところ、Wに精神疾患の既往症はないが、「心身症」が10年以上あったと推認でき、これは「一般人に通常想定される個体差の範囲を超えた疾患」であり、既往症に当たる、と言う。もっとも、Wの性格等は、「心身症」の間接事実にはなるが、個体の脆弱性には当たらない、とした。そして、i・iiを総合して、「一般的に強いストレスを生む…出来事に、予期なく、かつ短期間に次々と遭遇することを余儀なくされた」ことが、「元々ストレスに対する耐性の弱い」Wに「耐えがたい精神的負担を強い、Wを「うつ状態」にさせ、「自死に至る準備状態の形成」に大きく寄与し

---

12月26日>2頁)。労働者に発生した「心理的負荷による精神障害」が、労働災害として業務上の疾病に該当するかどうかの基準（「認定基準」の基本となる考え方である。上記通達（平成23<2011>年12月26日）に至る歴史的経緯や内容、関連裁判例については、菅野和夫『労働法 第十一版』（弘文堂、2016年）620頁。

(17) 「業務以外の心理的負荷評価表」（上記通達<平成23 [2011] 年12月26日>別表2）を指す（以下も同様である）。

た、とする。このようなWの脆弱性は、「ストレスの強度を更に増幅する効果」を生じさせ、6月30日の一時帰宅時に、「準備状態」から自死の実行へと至らせた、と結論付けた。

(d) 他方、本判決は、Yには、「原子力発電所が一度事故を起こせば」…「放射線の作用が長期にわたって当該地域の人々の生活に影響を与え」…「放射線量の高い地域においては当該地域での居住者が避難を余儀なくされる」ことが予見可能だと言う。そして、「災害による避難者が様々なストレスを受け、それがうつ病を初めとする精神障害発病の原因となること」は一般に知られ、「ストレスを受けた避難者にうつ病を始めとする精神障害を発病する者が出現すること」は予見可能である。また、「精神障害と自死の間には強い関連性があること」も一般に知られ、「自死に至る者が出現すること」も予見可能だった、として、Wの自死とYの本件事故の間の相当因果関係を肯定した。

## 2) 心因的要因による損害額減額

Yは、交通事故では被害者の心因的要因の寄与率を80%とする判例が多く、原紛センターの和解事例は原発事故の寄与率を10~30%とするから、同様の減額をすべきと主張したが、本判決はこれを認めなかった。というのは、原発事故が原因の複数の強いストレス要因を生む出来事に予期せず、短期間に次々と遭遇することは、通常人にも過酷である。特に、山木屋に生まれ育ち、家族を持ち、家族と居住し(合計58年余)、今後も居住し続け、農作物や花を育て、働き続けるつもりWには、生活の場を自らの意思によらず突如失い、「終期の見えない避難生活を余儀なくさせられたストレスは、耐え難い」からである。他方、X1らは、労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲内ならば、心因的要因は全く斟酌できないと主張していたが、本判決は、Yは、Wの損害の拡大を防止できる地位にはないとして、X1らの主張も認めなかった。結局、本判決は、個体

側の脆弱性（心身症）を斟酌するものの、その寄与割合は2割、原発事故の寄与割合は8割、と評価した。その結果、本判決は、Wの慰謝料および逸失利益分と、X1～X4の固有の損害から、それぞれ、民法722条2項の類推適用により2割を減額した上で、原賠法3条により、X1～X4に総計約4909万円（＋遅延損害金）の損害賠償を認めた。

### （3）川俣事件判決の検討

#### 1）相当因果関係の有無

（a）まず、本判決は、原賠法3条に民法416条2項を類推適用する。しかし、民法416条1項または同条2項を不法行為の因果関係に類推適用すること自体は、従来の最高裁判例の踏襲<sup>(18)</sup>であって、目新しいものではない。

（b）次に、本判決は、原発事故による自死について、労災認定基準（「ストレス－脆弱性」理論）の一部を活用する点で従来にない判断である<sup>(19)</sup>。しかし、「ストレス－脆弱性理論」および労災認定基準（平成23年12月26日通達<sup>(20)</sup>）は、労災認定の判定をする理論・基準であり、労働者の「精神障害が業務に起因する」か、の判定基準である。注意すべきは、労災認定では、「個体側の脆弱性」（例えば既往症）は、個体側要因とされ、労災認定を妨げる要素である。ところで、本判決が活用するのは、基本的には、労災認定基準の一部である「業務以外のストレス強度の評価表」である。しかし、本判決は、単にそのままこれを活用するだけでなく、逆に、Wの脆弱性を、Wのストレスの強度を強めるものと位置付け、「個体側の

(18) 最判昭48（1973）年6月7日民集27・6・681。

(19) 水野謙「震災関連自殺の法的諸問題—福島原発事故に注目して」（法学教室412号58頁，2015年）は、本判決は、従来の損害賠償裁判例ではほぼ見られない自死者による「主観的な追体験の再構成」を採用し、かつ、「ストレス－脆弱性」理論に依拠してその客観性を担保する点で説得的である、とする。

(20) 前掲注(15)参照。



脆弱性」を「ストレスの強度」を強化する要素として取り込んでいる点に注目しておきたい。

(c) 問題は、同条1項の「通常損害」と同条2項の「特別損害」とを区別し、自死との因果関係について、同条2項（債務者の予見性または予見可能性）を適用した点であろう。本判決は、原発事故による自死のY（東京電力）の「予見可能」性について、注目すべき判断を含む。つまり、Yに予見可能だったのは、i)「放射線の作用の影響が相当長期にわたる」点、ii)「相当長期にわたる」「地域の人々への生活に影響を与え」る点、iii)「放射線量の高い地域」では「避難を余儀なくされる」点である。加えて、iv) 避難者に「うつ病を始めとする精神障害」者が出現する点、v)「精神障害を発症して自死に至る者が出現する」点である。ただし、Wは避難者の1人であり、福島原発事故後に、YはWを現実には認識しておらず、また、多数の中の「W」の自死の予見はYには困難ではないか。そこで、本判決が、Yが「予見可能」だったとするのは、Wが自死した以上、Yが「通常予見すべき」だった、という意味と思われる。<sup>(21)</sup>

(d) 従来<sup>(22)</sup>の判例を見ると、自死と交通事故との因果関係についての最高裁判例がある。同最判は、①-1) 事故が被害者に重大な衝撃を与え長い年月残存し、①-2) 補償交渉が円滑に進行しなかったことが原因となり、②被害者がうつ病になった点、③自らに責任のない場合うつ病に発展し易い点、④うつ病患者の自殺率が全人口と比較して高い点、を総合し、「相当因果関係」を認めた。ただし、同最判は、民法416条2項に言及せずに、

---

(21) 富田哲「原発事故と自死との相当因果関係—福島地裁平成26年8月26日判決の検討—」(行政社会論集27巻4号<2015年>140頁)は、本判決が、民法416条2項(特別損害)を適用したことに対して疑問を呈し、同条1項(通常損害)を適用すべきであった、とする。

(22) 最判平5(1993)・9・9判時1477・45。

被害者の自死の予見可能性を問題とし、また、予見の主体として「被告のみならず」、<sup>(23)</sup>「通常人においても十分に予見可能な事態」だとした上で、自死が予見可能としている。しかし、本判決は、予見の対象が多数であり、予見の対象が1人の場合と異なり、客観的に自死を「予見すべき」範囲は比較にならないほど広い。そういう意味で、本判決の構成にはやや疑問が残るが、原発被害の特徴を踏まえて、YがWの自死を「予見可能」（「通常予見すべき」）だ、としたのは結論として妥当と思われる。

## 2) 心因的要因による損害額減額

確かに、同最判は、交通事故後の被害者の自死（自殺）について相当因果関係があるとしつつも、被害者の「心因的要因」を理由に、過失相殺（民722条2項）を類推適用して8割を減額する<sup>(24)</sup>。しかし、同最判は交通事故の事案であって、本件とは異なる。Wは、山木屋地区に生まれ育ち現在まで58年余居住し、今後も住み続ける意思のWが突如生活の場を失ったのである。つまり、Wの遭遇した「ストレス要因」は、本判決が述べるように、i)「どれ一つをとってみても一般人に対して強いストレスを生じさせると客観的に評価できるもの」で、かつii)「そのような強いストレス要因たりうる出来事に、短期間に次々と遭遇することを余儀なくされる」ことは、「健康状態に異常のない通常人にとっても過酷」とする。つまり、2割のみの減額とされたのは、本件事故から、客観的には一般人・通常人にも「強いストレス要因」をもたらす「出来事」が生じたからなのである。また、原紛センターの和解事例（自死）は未公表である上に、もともと同センターは和解の仲介をする機関であり、また、紛争解決の迅速

(23) 同最判は、原審判決（東京高判平4<1992>・12・21金融・商事判例940・29）をベースとし、また、1審判決（東京地判平4<1992>・2・27金融・商事判例940・31）も、原審判決とほぼ同趣旨である。

(24) 前掲注(22)最判平5・9・9参照。

性を重視している。とすると、本判決は、原紛センターの事例をもとにするYの主張を採用せず、2割減額にとどめたが、妥当と思われる。

### 3. 福島県浪江町自死事件判決（浪江事件判決、確定）

#### （1）事件の概要

福島県浪江町幾代橋の生家に、X1（妻）と暮らしていた（浪江町に約67年間）定年退職後のI氏（以下I）は、本件事故により、X1・X3（長男の子）・実母と共に4名で郡山市内の体育館に避難した。同年4月13日、4名で二本松市のアパートに転居し、さらに同年6月頃、4名で二本松市の別のアパートに転居した。同年4月21日、浪江町幾代橋は警戒区域に指定され、立ち入り禁止とされた。同年6月半ば頃から、Iの体調が再悪化し、食欲が減退して、表情が乏しくなり、外出も少なくなった。Iは、趣味の釣りや家庭菜園ができない不満を延べ、実母の認知症も悪化して疲弊し、一時帰宅時も自宅に帰れないのが辛いと述べた。Iには、持病の糖尿病があり、南相馬市の主治医から、1ヶ月に1回程度、薬の処方を受けていた。Iが原発事故前していた毎日1時間の散歩は、二本松のアパート転居後1・2ヶ月後にはしなくなった。Iには、福島原発事故後、自宅のローン約800万円の延滞が生じ、返済繰り延べ等の手続をした。11年7月23日午前6時半頃、Iの姿と自動車の鍵が見えなくなった。同日午後4～5時頃にもIは帰宅せず、翌24日午前6時30分頃、飯館村の真野ダム付近の橋の下で遺体で発見された（飛び降り自死、死亡時満67歳）。原告X1・X2（次男）・X3は、Y（東京電力）を被告とし、Iの自死の原因は本件事故だとして、原賠法3条又は民法709・711条により、合計約8693万円の慰謝料等の支払を求めた。

## (2) 浪江事件判決の概要

### 1) 相当因果関係の有無

(a) 本判決は、川俣事件判決と同一の裁判体によるもので、判断枠組や判断内容は、基本的に同一である<sup>(25)</sup>。以下のごとくである。本判決は、本件の自死と原発事故の因果関係について検討し、「うつ病」が自死の「準備状態の形成」要因だとして、Iの「うつ病」罹患の有無を検討する。その結果、2011年7月以降、Iは、「うつ病」発症の蓋然性の高い精神的状態（「うつ状態」）となり、それがIの自死の「準備状態を形成した大きな原因」である、と結論付けた。

(b) 次に、本判決は、Iの「うつ状態」の原因を検討し、精神医学等における「ストレス－脆弱性」理論（ストレスの強度（i）と個体側の脆弱性（ii）の相関関係理論）と労災認定実務における評価表（「業務外のストレスの強度」の「評価表」）に基づき、ストレスの強度を評価する。そして、iについて、例えば、Iが浪江での生活の基盤を相当期間失ったことによるストレスは、同表の強度Ⅲの「多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった」ストレス、および、強度Ⅲの「天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた」ストレス、と同程度かそれ以上と評価した。さらに、実母の認知症の悪化に伴うストレスを含め計4点のストレスの強度を検討した結果、「複数の強いストレス」を生じる出来事に、Iが「回避の術も持たないまま短期間に次々と遭遇すること」は、通常人にとっても過酷である、とした。

(c) 他方で、iiについて、Iには持病の糖尿病があって、長期にわたり継続し、合併症である神経症状が生じていた、と言う。もっとも、Iの性格は、社会生活に問題を生じさせる程度の特異な性格ではなく、個体側の

(25) 以下では、判例時報と共に、福島地裁第一民事部の「判決要旨」（平成27年6月30日）も参照した。

脆弱性には当たらない、とした。そして、本判決は、以上のiiのうち糖尿病は、Iの「うつ状態」の原因の形成に寄与しているものの、iの強度を踏まえて総合的に検討すれば、主たる原因は、本件事故によるストレス要因にあったとする。このようにして、Iに「うつ状態」つまり自死の「準備状態」が生じ、その結果、Iは自死の実行に至ったので、Iの自死とYの本件事故の間には相当因果関係がある、と結論付けた。

## 2) 心因的要因による損害額減額

本判決は、Iの自死は、本件事故により強いストレスとなる出来事に予期せず、短期間に次々と遭遇して「うつ状態」が形成された結果である、とする。しかし、Iの持病である糖尿病は、「一般人に通常想定される個体差の範囲を超えた疾患」であり、また、避難者の大多数は自死に至っていない。つまり、糖尿病による精神的負荷による寄与が相当程度あり、かつ、うつ病そのものの発症の可能性も高くないことを理由として、民法722条2項を類推適用して損害額の4割を減額した。その結果、本判決は、Iの慰謝料および逸失利益分と、X1～X3の固有の損害から、それぞれ、4割を減額した上で、原賠法3条により、X1～X3に総計約2722万円（＋遅延損害金）の損害賠償を認めた。

## (3) 浪江事件判決の検討

### 1) 相当因果関係の有無

本判決は、川俣事件判決と同様、まず、原賠法3条に民法416条2項を類推適用し、次に、原発事故による自死について労災認定基準（「ストレス－脆弱性」理論）の一部を活用し、さらに、本件事故と自死との因果関係について、民法416条2項（債務者の予見性または予見可能性）を適用した。そこで、これらについては、本判決に対するのと同様の指摘ができるから、ここでは繰り返さない。しかし、あえて、両判決の違いを指摘してみよう。川俣事件判決は、個体側の脆弱性（Wの心身症）を、逆に、本

件事故によるWのストレスを強めるもの、とする。しかし、本判決は、個  
 体側の脆弱性（Iの糖尿病）を、本件事故によるIのストレスを強めるも  
 の、とはしていない。むしろ、本判決は、个体側の脆弱性は、本件事故に  
 よるIへの「ストレス」とは「別個に生じるストレス」要因だ、と考えた  
 上で、自死の原因は主に本件事故によるストレスだ、とする。しかし、ス  
 トレス自体は、受ける側の個体の条件と切り離せない以上、川俣事件判決  
 と同様、个体側の脆弱性を、本件事故によるストレスの強さ評価に組み込  
 むのが妥当ではないか。<sup>(26)</sup> なお、労災認定基準では、个体側の脆弱性は、業  
 務によるストレスが強い場合でも労災認定を妨げる事由となるから、<sup>(27)</sup> 両判  
 決とも、その位置付け方が、同基準と異なる点に注意しておきたい。

## 2) 心因的要因による損害額減額

本判決は、川俣事件判決と同様、過失相殺（民法722条2項）を類推適  
 用して損害額を減額するが、その割合は、上記最判のように、損害額の大部分である8割ではない。その理由は、根本的には、両判決で共通して指摘されている次の点であろう。つまり、自死者が、本件事故により強いストレスとなる出来事に、予期せず短期間に次々と遭遇したことは、健康な通常人にとっても過酷と考えられるから、である。ただ、川俣事件判決が2割減額なのに、本判決が4割減額としたのはなぜか。川俣事件判決は、个体側の脆弱性を本件事故によるストレスの強さの評価に組み込みつつ、同時に、賠償額の減額要因としても考慮した。しかし、本判決は、个体側の脆弱性を本件事故によるストレスの強さの評価と切り離し、賠償額の減

(26) 福田健太郎「原発事故と避難者の自死との間の相当因果関係」（青森法政論叢17号、2016年）107頁は、「ストレス—脆弱性理論」に内在する疑問として、「ストレスの強度が強い」（i）とされる場合に、「个体側の脆弱性」（ii）が評価された結果として「ストレスの強度が強い」とされる場合があり、iiによりiが規定される関係になることを指摘する。

(27) 前掲注(16)通達（平成23<2011>年12月26日）2頁。

(28)  
額要因としてのみ考慮したからであろう。

#### 4. 福島県飯館村男性自死事件判決（飯館事件判決，確定）

最後に、先の2つの判決に続く3つ目として、近時出された福島県飯館村男性自死事件判決（飯館事件判決）について簡単に言及することとした。O氏（以下O）は、飯館村の自宅に、X1（次男の妻）・X2（孫）・次男（2011年6月死亡）と暮らしていた。福島原発事故の翌月11日、村全域が計画的避難区域に指定されることになり、同月22日以降1か月以内の避難が指示された。同日、Oは、このことをテレビで知り、「おら行きたくねーなー」、「ちいと俺は長生きしすぎたな」等と言った。翌日12日朝、Oが、自宅の寝室で首を吊って自死をしていたのが発見された（死亡時満102歳）（＝避難前の自死）。原告 X1・X2・X3（孫）は、Y（東京電力）を被告とし、Oの自死の原因は本件事故だとして、原賠法3条等により、合計約6000万円の慰謝料等の支払を求めた。

先の2つの判決と同一の裁判体によるものではないが、判断枠組や判断内容はほぼ同一である。ごく簡単に紹介しよう。本判決は、Oの自死と本件事故の因果関係について、労災認定実務における「ストレス脆弱性」理論と、ストレス強度に関する「業務以外の場面での出来事に関する評価表」を踏まえて判断する。そして、次のように言う。本件事故による「避難」により、Oは「村で生活をし得なくなり、帰還の見通しを持てなくなったこと」は「極めて強いストレス」だった。他方、Oには、自死に至るような「個体側の脆弱性」（性格・既往症等）は認められないから、他のス

---

(28) 前掲注(26)福田107頁は、「個体側の脆弱性」(ii)を因果関係の認定要因として考慮して「ストレスの強度が強い」(i)とする場合(ii評価によりi評価が規定される関係になる場合)に、重ねて、iiを賠償額減額要因として考慮することが必要なか、と指摘する。

トレスも合わせて総合的に検討すれば、Oは、「村が計画的避難区域に指定されることを知った直後」自死をした以上、Oが「避難を余儀なくさせられた」ことが、「最終的なOの自死の引き金」である、と。さらに、YによるOの自死の予見可能性についても、住民の避難により「自死という決断をする者が出る」ことも予見可能だったとして、Oの自死と本件事故との相当因果関係を認めた。

次に、本判決は、Oの个体側の要因として、他の高齢者でも自死の選択をしなかった者がいる点、同居の次男の健康状態（本件事故後に死亡）への懸念も自死に影響を及ぼした点を理由に、4割の損害額減額をした。なお、8割を減額すべしとの被告の主張は、原告と被告の立場の対等性や互換性が全くないこと等を理由に退けた。結局、本人の慰謝料の相続分とX1固有の慰謝料合計を4割減額して、原賠法3条により、X1～X3総計で1520万円の損害賠償を認めた。

## 5. お わ り に

このように、以上の3判決（すべて確定判決）は、福島原発事故による自死者の遺族による損害賠償請求（死亡慰謝料等）を肯定している。労災認定実務における「ストレス脆弱性」理論と、業務以外の場面でのストレス強度の評価表を踏まえて、福島原発事故と自死との因果関係を肯定し、また、心因的要因による賠償減額も、2割または4割の減額に留めている。こうした原発事故関連自死事件の判例の基本的な流れは、定着したと言える。確かに、以上の自死事件は、いずれも原発事故後間もない2011年4～7月頃までのものではある。しかし、現在では事故後時間が経過して、避難者等の精神状況は改善し、自死事件に至る事態はもはや収束しているとの見方は、厳に慎まねばならない。

2017年9月に判明した筑波大学の太刀川准教授（精神医学）らのアン  
246(674) 法と政治 69巻2号I (2018年8月)



ケート調査結果では、福島原発事故のため福島県から茨城県に避難中の310人（回収率21.1%）からの回答中に、「最近30日以内に自殺したいと思ったことがある」、との回答が20%近くあり、深刻な状態であることが明らかになっている<sup>(29)</sup>。また、2017年2～3月福島大学が実施した福島県双葉郡7町村（浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町・葛尾村・川内村）の住民アンケート（有効回収数10071票）では、WHO-5 精神的健康状態表における「うつ病傾向を示す」者（＝同表の13点未満）が56.5%にのぼっている<sup>(30)</sup>。さらには、同調査で、「将来の自分の仕事や生活への希望」について、「まったく希望がない」と答えた人が19.1%（1925人）もいる点にも注目しておきたい<sup>(31)</sup>。こうした調査結果を踏まえれば、自死の問題は、過去の問題ではなく、まさに、避難の長期化に伴う現在進行形の問題だと言えよう。

---

(29) 茨城県自殺防止対策モデル事業「東日本大震災5年後の被災者・避難者こころのケアニーズ調査事業報告書」（研究代表者 太刀川弘和）（平成29〈2017〉年3月21日）5頁。日本経済新聞2017年9月24日。なお、この調査の調査期間は2016年10～12月である。

(30) 国立大学法人福島大学うつくしまふくしま未来支援センター「第2回双葉郡住民実態調査 調査報告書」（2018年1月）15頁。河北新報2018年2月19日。

(31) 前掲注(30)調査報告書24頁。

The Actions for Damages from the Suicides of the Refugees  
caused by the Accident of Nuclear Power Plant :  
in Relation to the 3 Cases ; Kawamata, Namie,  
Iitate in Fukushima

Hidehiko KANBE

This article has been written for the purpose for analyzing the judicial decisions on the suicides of the refugees were caused by the accident of nuclear power plant : the Kawamata case, the Namie case and the Iitate case in Fukushima.

The contents of this article are follows ;

1. First
2. The judicial decision on the Kawamata case (26.8.2014, the Fukushima District Court ; final)
  - (1) The outline of this case
  - (2) The outline of this decision
  - (3) The study of this decision
3. The judicial decision on the Namie case (30.6.2015, the Fukushima District Court ; final)
  - (1) The outline of this case
  - (2) The outline of this decision
  - (3) The study of this decision
4. The Iitate case (20.2.2018, the Fukushima District Court ; final)
5. Finally